

議案第46号

芽室町下水道事業の設置等に関する条例制定の件

芽室町下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和元年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 町民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(地方公営企業法の一部適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項の規定に基づき、本町の経営する下水道事業に法の財務規程等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の排水区域等は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域 芽室町公共下水道事業計画区域
- (2) 処理区域面積 793.3ヘクタール
- (3) 処理人口 15,000人

3 農業集落排水事業の排水区域等は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域 芽室町農業集落排水処理計画区域
- (2) 処理区域面積 15.0ヘクタール
- (3) 処理人口 200人
- (4) 1日最大処理能力 66立方メートル

4 個別排水処理事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の処理区域以外の区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得て売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が1,500万円以上の不動産（信託の場合を除き土地にあつては、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限

る。)若しくは動産の買入れ、若しくは譲渡又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が、20万円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、芽室町会計管理者にて行うものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類については、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類については、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経営の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 説 明

公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理事業について、地方公営企業法を一部適用することに伴い、芽室町公共下水道特別会計条例及び芽室町集落排水特別会計条例を廃止し、新たに芽室町下水道事業を設置するために本条例を制定しようとするものであります。